

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学遺伝子教育研究センター実験施設の管理運営に関する規程

平成17年5月19日
規程第 10 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学遺伝子教育研究センター実験施設（以下「実験施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(実験施設)

第2条 遺伝子教育研究センターに、次に掲げる実験施設を置く。

- (1) 放射線実験施設
- (2) 動物実験施設
- (3) 植物実験施設

2 前項第3号の植物実験施設は、植物温室及びグリーンラボで構成する。

(実験施設責任者)

第3条 実験施設に放射線実験施設責任者、動物実験施設責任者及び植物実験施設責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、遺伝子教育研究センター長の推薦に基づき、学長が指名する職員をもって充てる。

3 責任者は、各実験施設に係る次に掲げる業務を行う。

- (1) 管理運営の方針に関すること。
- (2) 予算に関すること。
- (3) 実験施設の維持及び整備に関すること。
- (4) 実験施設の利用者の安全衛生管理に関すること。
- (5) その他実験施設の管理運営に関すること。

4 責任者の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、責任者の在職する期間は、当該責任者を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(利用負担金)

第4条 学長は、実験施設の利用に係る料金を利用者に負担させることができる。

(事務)

第5条 実験施設の管理運営に関する事務は、環境安全衛生管理室と協力して研究・国際部研究協力課が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、実験施設の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学遺伝子教育研究センター実験施設の管理運営に関する規程の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。